

# 専門医共通講習会（香川大学医学部主催／日本老年麻酔学会後援）

## ご案内

### （1）開催日時および内容

2018年2月11日（日）

講習1「C：医療倫理」 12:50~13:50

演者：西本 尚樹（香川大学医学部附属病院 臨床研究支援センター准教授）

座長：白神豪太郎（香川大学医学部 麻酔学講座教授）

講習2「A：医療安全」 14:20~15:20

演者：舩形 尚（香川大学医学部附属病院総合内科教授）

座長：田家 諭（坂出市立病院 麻酔科部長）

講習3「B：感染対策」 15:50~16:50

演者：浅賀 健彦（香川大学医学部附属病院 集中治療部講師）

座長：田家 諭（坂出市立病院 麻酔科部長）

### （2）申込方法、参加費、受講証明書の発行および送付について

事前受付はありません。2月11日の講習会当日に、講習1~3それぞれについて、講習開始前に受付を行います。受付には、香川大学職員受付と一般受付がありますので、該当する受付にお越しくください。定員は各講習250名です。250名に達し次第、受付を締め切ります。

#### 1) 香川大学職員受付

香川大学職員の参加費は無料です。職員カードにより入室時と退室時にチェックを行います。入室時と退室時の両者にチェックがない場合、日本専門医機構の要求する受講必要時間（1時間以上）の確認ができないため、受講証明書の発行はできませんので、両者とも確実にチェックを行って下さい。通常の院内講習会と同様、当日、アンケート用紙をお渡し致しますので、アンケートにお答え下さい。アンケートは退室時に回収します。

職員カードをお忘れの場合、一般受付にお回り下さい（後日、確認後、

参加費を返金します)。

受講証明書は、後日所属部局に送付します。

## 2) 一般受付

香川大学職員以外の方（香川大学職員証をお持ちでない方）は参加費（受講証明書発行手数料）として、一講演につき 1,000 円をいただきます。それぞれの講習毎に、一般受付にお越しくください。一般受付で参加費（1,000 円）と引き替えに、受講証用紙（領収書、受講証明書送付先、受講証明書が一体になったもの）をお渡しいたします。受講証用紙の手渡しをもって入室確認とみなします。入室迅速化のため、お釣りの用意はありません。各講演につき 1,000 円のご準備をお願いいたします。

受講証用紙を受け取りしだい、会場にお入り下さい。会場内で受講証用紙に必要事項を記入していただきます。記載必要事項の詳細については、当日、会場内で説明します（第 30 回日本老年麻酔学会抄録集にも記載必要事項の説明を掲載します）。必要事項をご記入頂いた受講証用紙を各講習終了後に回収します。受講証用紙回収により受講の確認をしますので、受講証明書の必要な方は、退室時に受講証用紙を確実に退室受付に備え付けの回収箱へ投函してください。

後日、受講証明書（学部長ないし病院長の公印が捺印されたもの）を受講証用紙に記入いただいた送付先に送付します。受講証用紙に必要事項が記入されていない場合、受講証明書の発行（学部長ないし病院長の公印の捺印）はできません。受講証明書を発行できない場合や宛先不明で返送された場合でも参加費を返金いたしません。

本人確認のため、受講証用紙に自筆で複数箇所にご署名をいただきます。署名が自筆でない場合、受講証明書は無効です。

## (3) 入退室を厳密に管理します

入室受付と退室受付は別です。退室受付からの入室はできません。入室受付からの退室はできません。講演中（1 時間）は出入口を封鎖します。講演中に途中退室された場合、日本専門医機構の要求する受講必要時間（1 時間以上）を満たせないため、受講証明書を発行できません。体調不良のための退室の場合であっても受講証明書を発行できません。

途中退室されても参加費の返金はいたしません。

#### (4) 注意

これらの講演会は、それぞれ、香川大学医学部倫理委員会、香川大学医学部附属病院安全管理部ならびに香川大学医学部附属病院感染制御部が管理運営する院内講習会です。第30回日本老年麻酔学会開催にあたり、日本老年麻酔学会の後援を受けて、これらの院内講習会を院外の医師等に開放するものです。2017年度中は、院内講習会の受講証明書をもって、専門医共通講習受講済みとみなされます（2018年度からは日本専門医機構の認定が必要になります）。今回開催する講演会の内容は、2018年度から日本専門医機構が要求する専門医共通講習の基準に準拠しています。受講証明書に香川大学医学部長ないし香川大学医学部附属病院長の公印のないものは無効です。本人確認のため、受講証用紙に自筆で署名していただきます。署名が自筆でない場合、公印が押印されていたとしてもその受講証明書は無効です（偽造とみなされます）。虚偽（偽造）と判明した場合、その旨を日本麻酔科学会や日本専門医機構等に報告し、処分を求めます。